

## 概要

本件の給付基礎日額は、監督署長が算定した給付基礎日額を上回ることが明らかであることから、原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

被災者は、○会社に勤務していたが、平成○年○月○日、精神障害を発病し自殺した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の自殺は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の自殺は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を 12,937 円として、これらを支給する旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、賃金計算に当たりその実態がないにもかかわらず、管理監督者として扱われ、時間外手当を一切支給されていなかった。被災者は、労働基準法に定める管理監督者に該当せず、会社所定の就業規則に基づく時間外手当の受給権を有しており、給付基礎日額の算定において考慮されなければならない。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人及び審査請求代理人から提出された上申書の添付資料を参考に、会社から提出された賃金台帳及び出勤簿と照合した結果、平均賃金を 12,936 円 80 銭とし、給付基礎日額を 12,937 円と算定したものである。

審査請求代理人は、「被災者が管理監督者には該当せず、就業規則に基づく時間外手当の受給権を有している。」と申立てているが、会社は、被災者を就業規則における「課長以上の管理職」として時間外手当の対象外とし、一定額の手当を支給していたことから、労働時間は把握されていなかった。このため、精神障害における労災認定の判断基準の一つとして労働時間を推測したものであり、給付基礎日額の算定に当たっては、支払賃金から算定したものである。

### 4 審査官の判断

- (1) 被災者が労働基準法第 41 条にいう管理監督者に該当するかについて検討すると、その職務内容、責任と権限、勤務態様及び賃金等の待遇面の実態は、以下のとおりである。

本件の給付基礎日額の算定事由発生日である平成○年○月○日頃の被災者の会社における役職位は、本社の部長代理職であり、配属先の○営業部は、被災者の他には取締役部長 1 名、課長 3 名、係長 3 名、課員 11 名が配属されている。

本社の部長代理職である被災者の職務についてみると、会社報告書には「部長代理として○営業部全体の掌握に努める」と記載されているが、当報告書に記載されている主な業務は営業活動、報告作業、資料作りである。

会社関係者の申述及び見積書、売上実績表等の文書でさらに確認したところ、被災者は部下と同様、営業職としての外回り、納品業務を担当し、営業部員と同じように自ら見積書、伝票、作業指示書等の書類を作成し、新規開拓先を訪問していた。また、長年の経験により多数の得意先を抱え、その得意先回りにも時間をとられている。

一般営業部員にはない部長代理としての業務は、月 1 回の営業会議、部課長会議への出席とその資料作成がある。

会社は被災者が部長代理として売上目標を設定し、行動計画を決定していたと主張しているが、その内容は営業部員トップとしての売上ノルマ管理及びその達成報告にとどまり、実態は部長の職務を代行又は代決する権限もなく、経営者と一体的な立場にはほど遠い。

また、近年、営業部門の社員の出入りが激しいことから、部下の指導育成及びそのフォローに時間が割かれていた。

賃金等の待遇面をみると、被災者には賃金規程第○条「役付手当」の支給が月 40,000 円あり、就業規則第○条により、「管理監督の地位にあるもの」に当たるとして就業時間、休憩、休日に関する

規定が適用されていないが、役付手当及び管理監督者について具体的に定めた規定は存在しない。また、就業規則第〇条には、営業部門について「裁量権のある課長以上の管理職は、残業手当は支給しない。」とあるが、会社関係者の申述で課長職が残業報告書を提出していることを確認した。被災者が平成〇年〇月に課長から部長代理に昇格した時の総支給額の差が9,000円であることから、管理監督者になったことにより賃金面で優遇されていると認め得る程の大きな差はない。

〇営業部では平成〇年〇月〇日付けでタイムカードが廃止されたが、廃止前までは被災者もタイムカードで出退勤が管理され、また、欠勤時には「休業減額」の処理がされていた。

以上のことから、被災者が労務管理等について経営者と一体的な立場にあり、重要な職務と責任を有していたものとは認めがたく、一般労働者と同様の勤務態様が大半を占めていたものと認められる。よって、被災者を労働基準法第41条にいう管理監督者と判断することは困難である。

- (2) 次に、本件の給付基礎日額の算定についてみると、被災者は労働基準法第41条の管理監督者と認められないことから、被災者が労働した時間外、休日及び深夜の労働時間については、労働基準法第37条に基づき割増賃金が支払われなければならない。

本件平均賃金の算定期間については、被災者に支給されるべき上記手当の金額は、監督署長が算定した労働時間数により当審査官が概算したところ、平成〇年〇月から平成〇年〇月の賃金締切日に係る時間外労働時間数は最低でも91時間が認められることから、本件平均賃金算定の基礎となるべき賃金総額は、賃金総額の金額を上回るものと判断される。

- (3) したがって、本件の給付基礎日額は、監督署長が算定した12,937円を上回ることが明らかであることから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。